

2026年度の再評価率と年金給付利率の決定について

表題の件、2026年度（2026年4月～2027年3月）の加入者及び待期者に適用する仮想個人勘定残高を算出するための再評価率、並びに受給者の年金額を算出するための年金給付利率は、規約第45条5に定める再評価率と年金給付利率の基礎となる指標金利により下記の通り決定したので通知いたします。

また、2012年3月31日時点の旧 Meiji Seika ファルマ株式会社企業年金における待期者の再評価率、並びに受給者の予定利率は、2026年1月1日付で適用した利率を2026年12月31日まで引き続き適用することとなります。

なお、再評価率、年金給付利率及び予定利率の説明については、基金ホームページをご参照下さい。

記

1. 適用日 2026年4月1日
2. 適用期間 2026年4月1日から2027年3月31日
3. 適用区分
 - (1) 現行制度適用者
 - ・2012年3月31日時点で旧明治製菓50歳未満の加入者
 - ・2012年4月1日時点で旧明治乳業57歳未満の加入者
 - ・2012年4月1日以降入社 of 加入者
 - (2) 旧明治製菓制度経過措置適用者
 - ・2012年3月31日時点で旧明治製菓50歳以上の加入者
 - (3) 旧明治乳業制度経過措置適用者
 - ・2012年4月1日時点で旧明治乳業57歳以上の加入者
4. 利率の基礎となる指標金利と再評価率
 - (1) 指標金利 0.6%（2025年度は0.3%）

※前年12月末以前5年間（2021年1月から2025年12月）に発行された10年国債の応募者利回りの各年平均値の5年平均（小数点以下第2位を四捨五入）。
 - (2) 再評価率 0.6%（規約第45条5に定める再評価率）

※次のA、BおよびCのうち最も低い率（小数点以下第2位を切捨）。ただし、0.0%を下回る場合は0.0%。

A. 10年国債の応募者利回りの各年平均値の5年平均値	0.641%
B. 直近1年間の10年国債の平均値	1.473%
C. 厚生労働大臣が定める「下限予定利率」	0.6%
5. 再評価率と年金給付利率

(1) 現行制度適用者

①再評価率→旧企業年金制度加入者であり、本人掛金の拠出をしていた者の本人拠出移行年金部分に適用

【旧明治製菓制度加入者】

- ・加入者・掛金不同意者 = 2.0% (指標金利〔上限 4.0% 下限 2.0%〕)
- ・待期中の者 = 0.6% (規約第 45 条 5 に定める再評価率)

【旧明治乳業制度加入者】

- ・加入者 = 1.5% (指標金利〔上限 5.5% 下限 1.5%〕)
- ・掛金不同意者・待期者 = 0.6% (規約第 45 条 5 に定める再評価率)

②年金給付利率 = 2.0% (指標金利〔上限 5.5% 下限 2.0%〕)

(2) 旧明治製菓制度経過措置適用者

①年金給付利率 = 2.0% (指標金利〔上限 4.0% 下限 2.0%〕)

(3) 旧明治乳業制度経過措置適用者

①年金給付利率

【第 1 標準年金】 = 1.6% (指標金利 + 1.0%〔上限 5.5% 下限 1.5%〕)

【第 2 標準年金】 = 1.5% (指標金利〔上限 5.5% 下限 1.5%〕)

6. 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで適用される旧 Meiji Seika ファルマ(株)企業年金の待期者の再評価率、並びに受給者の予定利率

①再評価率 = 2.0% (指標金利〔上限 4.0% 下限 2.0%〕)

②予定利率 = 2.0% (指標金利〔上限 4.0% 下限 2.0%〕)

以上